

# 渋川市 市民活動時の 補償制度のご案内

【令和3年4月1日現在】



## ■ 市民活動時の補償制度について

渋川市では、多くの皆さんが、市の主催する行事に参加したり、自治会活動やボランティア活動などの様々な市民活動を行っています。これらの活動には十分な安全対策が必要ですが、予期せぬ偶発的な事故が起こらないとも限りません。ここでは、万が一事故が起こってしまった時の補償制度をご紹介します。

また、市民の皆さんやボランティア活動団体が、自らの意志により他人や社会に貢献する活動（ボランティア）の中でのケガや賠償責任の補償のための「ボランティア活動保険」への加入方法についてご案内します。

渋川市市民環境部市民協働推進課

## ■ 澁川市が主催する行事等での傷害補償

澁川市が主催する行事等に参加中の方が、外来の事故に起因した傷害により死亡した場合や後遺障害を生じた場合又は入通院した場合の補償をするものです。市が全国町村会総合賠償補償保険に加入して保険料を負担しています。

【担当】 澁川市 総務部財務課、澁川市 市民環境部市民協働推進課

### ◎ 対象となる活動

澁川市が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動

(例)

- **社会体育活動**  
市民体育活動、スポーツ教室、スポーツ指導者講習会、学校体育施設開放事業など
- **社会文化活動**  
生涯学習、講演会、講座、音楽会、展覧会、華道展、成人学級、女性学級など
- **社会福祉活動**  
健康相談、保健相談、介護予防運動等教室、介護予防講習会など
- **社会奉仕活動（\*）**  
市から依頼をしている社会奉仕活動（ボランティア活動）
- **その他の活動**  
市が主催し、市民が参加する行事等

#### \* 社会奉仕活動（ボランティア活動）とは

市民により構成される団体又は市民個人が、次のすべての要件を満たして行う、市から依頼を受けた市民のための業務・活動です。

- 無報酬で行われる活動
- 労力の提供がなされていること
- 団体の場合は、当該団体の管理下（年間行事に組み込まれていること）で行われている活動であること
- 住民個人の場合は、市の管理下で行われている活動であること

### ◎ 補償等の内容

対象となる活動に参加中の方が、急激かつ偶然な外来の事故に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合や後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入院若しくは通院した場合には、参加者本人又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対して補償を行います。



## ◎ 給付金額

区 分	給 付 額
死亡給付金	500万円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険特約約款の定めにより 20～500万円
入院補償給付金	入院日数 1日以上 5日まで 20,000円
	入院日数 6日以上15日まで 60,000円
	入院日数 16日以上30日まで 120,000円
	入院日数 31日以上60日まで 180,000円
	入院日数 61日以上90日まで 240,000円
	入院日数 91日以上 300,000円
通院補償給付金	通院日数 1日以上 5日まで 5,000円
	通院日数 6日以上15日まで 20,000円
	通院日数 16日以上30日まで 60,000円
	通院日数 31日以上60日まで 90,000円
	通院日数 61日以上 120,000円

※ ただし、入院補償給付金及び通院補償給付金は、両方の支給事由が発生したとしても、どちらか一方の選択とします。

## ◎ 補償の対象とならない事故

- ・被災者の故意又は重大な過失に起因するとき
- ・死亡給付金を受け取るべき者の故意又は重大な過失に起因するとき
- ・被災者の自殺行為、犯罪行為に起因するとき
- ・被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失に起因するとき
- ・被災者の妊娠、出産又は流産に起因するとき
- ・大気汚染、水質汚染等の環境汚染に起因するとき
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変、暴動、これらに随伴して生じた事故に起因するとき
- ・地震、噴火、津波、又はこれらに随伴して生じた事故に起因するとき
- ・核燃料物質、核燃料によって汚染されたものの放射性、爆発性、その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故に起因するもの
- ・スポーツを職業、職務とする者が職業上、職務上行うスポーツ活動中に被った事故に起因するもの
- ・被災者に対する外科的手術その他の医療処置に起因するとき
- ・被災者が、運転資格を持たないで又は酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故に起因するとき
- ・むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの

## ◎ 事故が起きた時の手続き

対象となる活動中に万が一事故が起きてしまった場合は、速やかに参加行事の担当課にご連絡ください。

## ■ 渋川市行事等傷害見舞金

市民の皆さんが、自主的な地域奉仕活動中に発生した事故等により傷害（負傷及び死亡をいう。）を受けた場合、傷害見舞金を支給します。

【担当】 渋川市 市民環境部市民協働推進課

### ◎ 対象となる活動と対象となる者

- (1) 町内会その他の団体が、自主的に行う環境の整備保全、交通安全の保持、防火、防犯等の地域奉仕活動中に発生した事故により傷害を受けたとき。
- (2) 町内会等又は個人が市から行政に対する協力を依頼され、当該業務遂行中に発生した事故により傷害を受けたとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

※ 傷害が、本人の故意、または重大な過失に起因する場合は支給しません。

（見舞金支給の適否と見舞金の額を決定するため渋川市行事等傷害見舞金審査委員会を設置し、調査、審議する場合があります。）



### ◎ 見舞金

- (1) 死亡見舞金 50万円
- (2) 傷害見舞金 10万円以内で下記の表に定める額

等級	傷害の程度	金額
第1級	全治6箇月以上の場合	100,000円
第2級	全治4箇月以上6箇月未満の場合	70,000円
第3級	全治3箇月以上4箇月未満の場合	50,000円
第4級	全治2箇月以上3箇月未満の場合	30,000円
第5級	全治2週間以上2箇月未満の場合	10,000円
第6級	全治1週間以上2週間未満の場合	5,000円

※ なお、「渋川市総合災害補償制度」の対象となった場合は、「渋川市行事等障害見舞金」の支給対象とはなりません。

### ◎ 事故が起きた時の手続き

自主的な地域奉仕活動中に、万が一事故が起きてしまった場合は、速やかに参加行事の担当課へご連絡ください。

## ■ 自治会保険

自治会では、その活動や行事の中で生じた賠償事故による損害を補償する内容の自治会保険に加入しています。加入は自治会単位によるもの、各地区連合会組織により加入している場合があります。

【担当】 所属する自治会の役員

茨川市 市民環境部市民協働推進課、各行政センター

### ◎ 事故が起きた時の手続き

自治会の活動や行事の中で万が一事故が起ってしまった場合は、所属する自治会役員にご連絡ください。

## ■ ボランティア活動保険

ボランティア活動保険は、日本国内におけるボランティア活動中に起こる様々な事故に対する備えとして、無償で活動するボランティアの方々を補償する保険です。

【担当】 茨川市社会福祉協議会 ボランティアセンター「こもれび」



### ◎ 加入できる方

社会福祉協議会の構成員・会員、社会福祉協議会が運営するボランティアや市民活動センターなどに登録のボランティア、ボランティアグループ、団体

### ◎ 被保険者

(ケガの補償)：ボランティア個人

(賠償責任の補償)：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、NPO法人

### ◎ 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次のいずれかに該当する活動

- ① グループの会則に則り企画、立案された活動であること。(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
- ② 社会福祉協議会に届け出た活動であること。
- ③ 社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会、会議なども含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みません。

## ◎ 対象とならないボランティア活動

- ①自発的な意思による活動とは考え難いもの
  - (例) 学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
  - (例) 免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動
  - (例) 道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動など
- ②PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループが行う組織運営や団体構成員の親睦のための活動
  - (例) 自治会などの総会、親睦会、レクリエーション活動など
- ③有償のボランティア活動（交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費弁償としての支給については無償とみなします。）
  - (例) 報酬が時給、日給、月給などで支払われる場合
- ④自宅で行う活動
- ⑤保険上対象外となっているボランティア活動
  - (例) 野焼き、山焼きを行う又はチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
  - (例) 海難救助又は山岳救助ボランティア活動
  - (例) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動など

## ◎ 補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷をされた場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金を支払います。

- ボランティア自身の食中毒（O-157 など）や特定感染症も補償します。
- 熱中症（日射病や熱射病）も基本プランで補償の対象となります。
- 天災・地震補償プランでは、基本プランにおける補償に加え、天災（地震・噴火・津波）による死傷も補償します。（賠償責任の補償は基本プランと同じです。）
- 台風などの風水害によるケガは、基本プランでも補償されます。

## ◎ 加入手続きについて

加入手続きは、渋川市社会福祉協議会ボランティアセンター「こもれび」へお願いします。

◎ 補償金額（保険金額）

加入プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円（限度額）		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
賠償責任の補償	賠償責任保険金 （対人・対物共通）	5億円 （限度額）		
年間保険料		350円	500円	

◎補償期間（保険期間）

4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までとなります。  
 中途加入の場合は、加入申し込み手続き完了日の翌日午前0時からとなります。



## ■ 問い合わせ先一覧

渋川市 総務部 財務課	TEL 0279(22)2150
渋川市 市民環境部 市民協働推進課	TEL 0279(22)2463
渋川市 伊香保行政センター	TEL 0279(72)3155
渋川市 小野上行政センター	TEL 0279(59)2111
渋川市 子持行政センター	TEL 0279(24)1211
渋川市 赤城行政センター	TEL 0279(56)2211
渋川市 北橋行政センター	TEL 0279(52)2111
渋川市社会福祉協議会ボランティアセンター「こもれび」	TEL 0279(20)1112